

三宅村総合戦略

令和2年3月

三宅村

目次

I 三宅村総合戦略の策定にあたって	1
1 総合戦略策定の趣旨と位置付け	1
(1) 策定の趣旨と背景	1
(2) 策定の位置付け	2
2 総合戦略の計画期間及び記載事項	3
(1) 計画の期間	3
(2) 計画の記載事項と進捗管理・評価	3
3 総合戦略の策定の視点	4
(1) 国及び東京都の考え方	4
(2) 本村の考え方と重点事項の整理	5
(3) 政策の方針	8
(4) 基本目標及び体系	9
II 基本目標ごとの施策	11
基本目標 1 新たな産業、多様な雇用を創出する	11
施策 1 農林水産業の振興と地産品の開発	11
基本目標 2 新しいひとの流れをつくる	15
施策 1 観光 PR の推進と交流（移住）・定住化の促進	15
基本目標 3 若い世代の結婚・出産・子育て支援の充実を図る	20
施策 1 子育ての支援	20
基本目標 4 時代に合った地域をつくり、安全な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する	23
施策 1 福祉環境の整備と拡充	23
施策 2 防災事業の強化・拡充	25
施策 3 スポーツ環境の向上を通じた、スポーツの島づくり	27
III 資料	29
1 三宅村総合戦略検討委員会	29
(1) 委員名簿	29
(2) 設置要綱	30
(3) 議事経過	31

I 三宅村総合戦略の策定にあたって

1 総合戦略策定の趣旨と位置付け

(1) 策定の趣旨と背景

我が国においては、人口急減・超高齢化という、今後直面する大きな課題に対し、政府一体となって取り組み、各地域がそれぞれの特徴を活かした自律的で持続的な社会を創生できるよう、平成 26（2014）年 9 月に「まち・ひと・しごと創生本部」を設置し、同年 11 月に「まち・ひと・しごと創生法」を制定しました。

国は、同年 12 月にまち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、若い世代の就労・結婚・子育ての希望の実現、東京一極集中の歯止めや地域の特性に即した地域課題の解決の 3 つの視点を基本に魅力あふれる地方の創生を目指すこととしています。

① 背景

- ・日本の人口は平成 20（2008）年をピークに減少に転じ、今後加速度的に進む見込み。
- ・人類史において類を見ない「人口急減・超高齢社会」化の進展。
- ・人口の『東京一極集中』は人口の再生産を鈍らせ、更なる少子化を招く。
- ・平成 26（2014）年 5 月、日本創成会議による「消滅可能性都市」の発表。

② 3つの視点

- ・若い世代の就労・結婚・子育ての希望の実現
- ・人口の『東京一極集中』の歯止め
- ・地域の特性に即した地域課題の解決

③ 4つの目標

- ・「地方における安定的な雇用創出」
- ・「地方への新しいひとの流れをつくる」
- ・「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」
- ・「時代にあった地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する」

(2) 策定の位置付け

① 三宅村総合戦略の策定

三宅村（以下、「本村」という。）は社会減が継続しているものの、近年になってその減少数は縮小しつつあり、村民の定住化が進んでいる傾向があります。

しかし、島しょという特殊な要因により、現状では自然減も継続しており、本村では、従来のみの方策だけでは、人口減少傾向に歯止めをかけることが難しい状況にあります。

今後は、引き続き本村の PR を推進し、移住・定住を促進するとともに、東京都や近隣島しょ及び本土自治体と連携しながら、総合戦略を実施することにより、三宅村民及び三宅村外在住の移住希望者から「暮らしやすい島」であり続けることを目指します。

そのために本村では、この方針を踏まえ、先に策定した第5次三宅村総合計画（以下「三宅村総合計画」という。）を基に、三宅村人口ビジョン及び三宅村総合戦略（以下、「本戦略」という。）を策定しました。

■ 地方創生趣旨

人々が安心して生活を営み、子どもを生き育てられる社会環境をつくり出すことにより、「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼び込む好循環を創出します。

また、その好循環を支える「まち」に活力を取り戻し、人口減少に歯止めをかけることを目指します。

② 「第5次三宅村総合計画」との関係

こうした背景とねらいのもとに策定する本戦略ですが、村全体の施策を集約した最上位計画は三宅村総合計画であり、本戦略は、これまで進めてきた三宅村総合計画を踏まえた上で、さらに地方創生に係る特定の施策を掲載する戦略として位置付け、相互に連携付けて実施するものです。

- ・本戦略は人口減少克服・地方創生を目的としたものであり、三宅村総合計画は本村の、総合的な振興・発展を目的とする。
- ・両計画は、目的や実施すべき政策の範囲が必ずしも同一ではない。
- ・本戦略では数値目標と「重要業績評価指標（KPI）」を設定することが求められている。
- ・以上の理由から、総合計画と総合戦略は切り離して整理し、別々に策定し、相互に連携付けて実施する。

2 総合戦略の計画期間及び記載事項

(1) 計画の期間

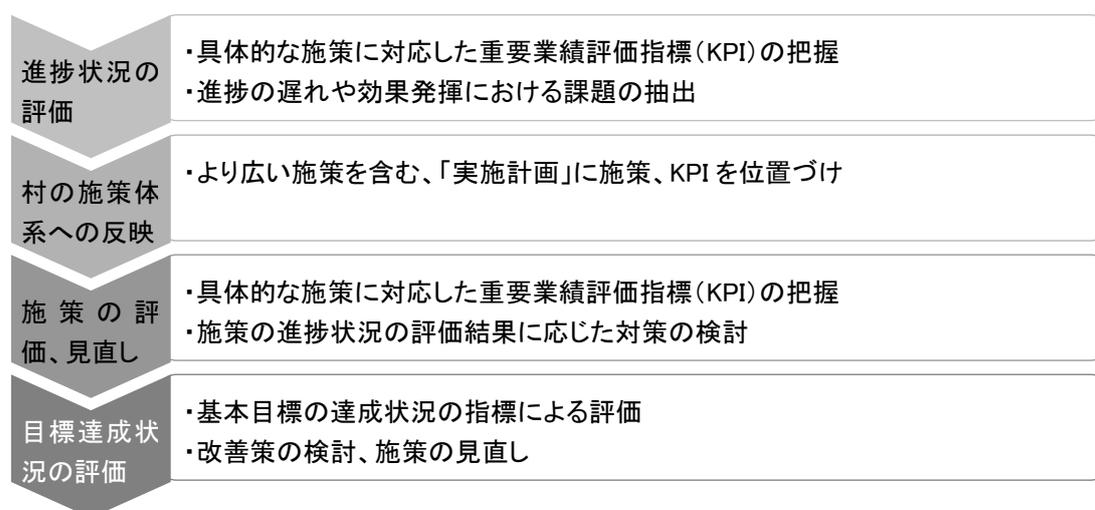
本戦略は、平成 27 年度～平成 31 年度を計画期間とします。

	計画期間									
	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	～	平成 39 年	～	平成 72 年	
人口ビジョン	→									
総合戦略	→					改訂予定 (5ヶ年ごと)				
総合計画	第 5 次計画(平成 24 年度～平成 33 年度)				→			第 6 次計画		改訂予定 (10 か年ごと)

(2) 計画の記載事項と進捗管理・評価

施策は、5 年後(平成 31 年度)の実現すべき成果に関する数値目標を設定するとともに、分野を構成する各施策については、効果を客観的に検証できる指標(重要業績評価指標〔KPI〕)を設定しています。

また、本戦略の進捗管理等は毎年度行うものとし、数値目標等を基に、実施した施策・事業の効果を検証していく中で、必要に応じて施策や事業の位置付けなどについて随時見直しを行います。



3 総合戦略の策定の視点

(1) 国及び東京都の考え方

① 国〔長期ビジョン〕

これまでの政策について、個々の対策としては一定の成果を上げつつも、大局的には地方の人口流出が止まらず少子化に歯止めがかかっていませんでした。

今回、国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」においては、従来の政策の弊害を排除し、人口減少の克服と地方創生を確実に実現するため、今後の政策を検討するに当たっての原則（〔政策 5 原則〕 自立性、将来性、地域性、直接性、結果重視）を定め、その原則に基づきつつ、関連する施策を展開するとされています。

特に結果重視については、Plan（計画）、Do（実施）、Check（評価）、Action（改善）の4つの視点をプロセスの中に取り込むことで、継続的な改善を推進するマネジメント手法が採用されており、Plan-Doとして効果的な地方版総合戦略の策定・実施、Checkとして地方版総合戦略の成果の客観的な検証、Actionとして検証結果を踏まえた施策の見直しや地方版総合戦略の改訂を行うことが求められています。

この客観的な検証としては、「重要業績評価指標（KPI）」を設定することで、取り組み状況を客観的に点検・検証し、必要な施策の追加、見直しを行い、必要に応じて総合戦略の改訂を行っていくことも求められています。

② 東京都〔東京都総合戦略〕

都においては、特に「東京と地方」の共存共栄に焦点を当て、「東京と地方が共に栄える、真の地方創生」の実現を目指すこととし、首都東京として、地方創生に果たす役割を示すとともに、「『東京と地方』の共存共栄」、「首都・国際都市として更に発展し、日本経済を活性化」及び「少子高齢・人口減少社会に対する東京の挑戦」という3つの基本的な視点に基づき、2020年までの5年間に集中して取り組む内容について、具体的な目標とその対策をとりまとめ、都内外地域の活性化に向けた取り組みを進めていくこととしています。

(2) 本村の考え方と重点事項の整理

① 国・東京都を勘案した本村の考え方

平成 24 年 12 月に策定した「三宅村総合計画」において、島の今後 10 年間を見据え、火山の島という現実を正面から捉え、島を取り囲む豊かな海からの恩恵を受けつつ、噴火に負けない強い心、生活環境、生業（なりわい）をつくりあげていくことが大切であると考え、計画の基本理念を「火山とともに生きる、新たな島づくり」とし、10 年後に向けた島の将来像を「あなた（ワレ）が笑顔で暮らす島」と位置付けました。

近年の人口減少問題に端を発する地方創生では、本村は東京都という比較的恵まれた好条件化にあるとはいえ、島しょという特殊な要因により、全国の島しょ自治体同様に厳しい状況に置かれています。

そうした中、本村では、帰島 10 周年の節目を、これまでの「復興」から「振興」へと政策を転換する契機と捉え、本戦略においても、政策 5 原則（「自立性・将来性・地域性・直接性・結果重視」）に基づき、総合計画を踏まえ、国及び都の総合戦略を勘案し、新しい島づくりを目指して、各種施策を取り込みました。

そこで本戦略においても、基本理念は、「火山とともに生きる、新たな島づくり」とし、目指す島の将来像も「あなた（ワレ）が笑顔で暮らす島」と位置付けます。

② 現状と課題（重点事項）の整理

人口減少問題に対して、様々な分野からの意見聴取を行うため、三宅村総合戦略検討委員会を設置し議論を重ねた結果、離島という地理的条件に加え、産業規模が小さい現状の中において、各産業で以下の共通緊急課題が浮き彫りとなりました。

- ・島外からの就労希望者にとって島内求人情報の収集が難しい。
- ・島内事業者が個々に求人情報を掲載しても人材確保が難しい。
- ・島外から人材が確保出来た場合、受け皿としての住宅が不足している。

そこで、本村としては、現在実施している事業に加え、人口増加対策として人材確保及び住宅確保に重点的に取り組むべく、以下のような具体的な施策の実施に向けた方法を検討してまいります。

①人材確保

- ・島内求人調査及び村ホームページへの求人情報掲載
- ・島外の求人情報掲載機関等への働きかけ 等

②住宅確保

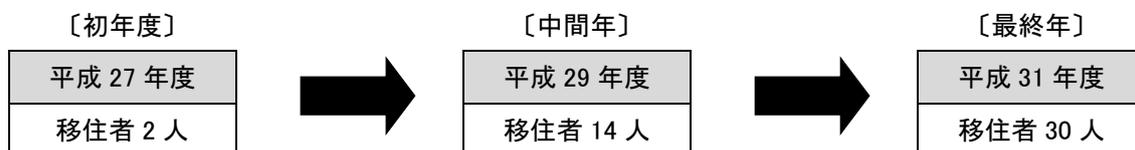
- ・島内空き家調査
- ・村が空き家を修繕し貸与、民間住宅建設支援制度創設による民間住宅建設支援
- ・住宅建設支援事業（定住を目的とした住宅を新築、改築、購入する際の利子補給）
- ・若者移住者向け住宅建設 等

③財源確保

事業の実施にあたっては、特に空き家修繕や移住者向け住宅建設等に向けた財源の確保に向けた方法を検討する。

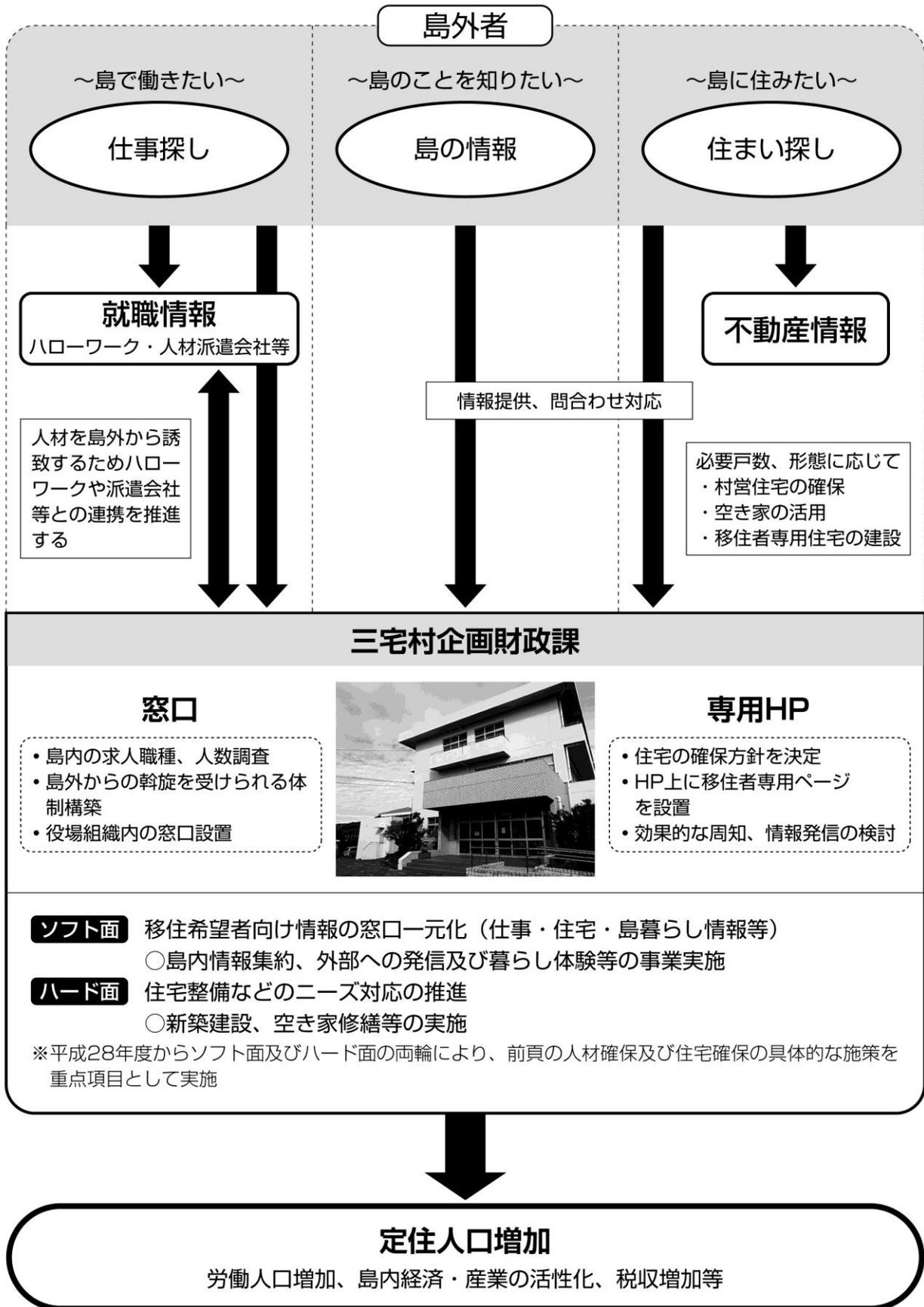
これらの施策の展開により、移住者目標を次のとおり見込むものします。

■ 移住・定住施策による移住者目標（案）



目標年度・人数 主要施策実施イメージ	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
	2 人	6 人	6 人	7 人	9 人
島暮らし体験事業	→	→	→	→	→
ふれあい交流事業	→	→	→	→	→
求人ニーズ・空き家調査・掲載等		→	→	→	→
空き家修繕		→	→	→	→
移住者向け住宅建設		→	→	→	→
住宅建設利子補給			→	→	→
民間住宅建設支援			→	→	→
地域おこし協力隊 他		→	→	→	→

【三宅村の人口増加対策(イメージ図)】



(3) 政策の方針

P5の重点事項に加え、本戦略の政策方針を整理すると、次のとおりとなります。

① 安心して子どもの育つ島づくり（自然減の抑制）

- ・出生数の低下は、本村の過疎化を早めるにとどまらず、人口構成に大きな影響を与え、行財政や島内経済に波及するほか、島内での生活コミュニティを維持することが困難となる。
- ・数値目標（合計特殊出生率）だけでなく、実際に、子育てしやすい環境づくりを図る。

② 誰もが暮らしやすい島づくり（社会減の抑制）

- ・転出を抑制するためには、島民にとって暮らしやすい環境を維持或いは向上させていくことが重要となる。
- ・実施は「ソフト及びハード事業を網羅する」だけでなく、島民ニーズの高い施策及び事業に特化していくことも考えられる。
- ・③と連動し、移住者の定住化促進が重要なテーマの一つとなる。

③ 訪れたい魅力ある島づくり（交流人口の増加）

- ・島を訪れる観光客、事業者、転勤者等の流動しやすい人口を定住化させることのできる魅力を提供する。
- ・来島の理由は様々であり、層を絞っていく必要があるが、主に観光客に特化した施策体系とする。
- ・交流・連携等の島外地域とつながる施策も対象とする。

④ 帰島10周年を経たこれからの島づくり（特化した施策の展開）

- ・帰島10周年を経て、「復興」から「振興」へ転換していく必要がある。
- ・総合計画を踏まえつつも、「振興」及び地方創生の趣旨から、施策及び事業を検討していく必要がある。
- ・東京都総合戦略の島しょ振興の方針と整合させることで、ソフト整備だけではなく、ハード整備等の大型事業についても検討、実施していく。

(4) 基本目標及び体系

本戦略では、本村に活力を取り戻すため、国及び東京都の総合戦略を踏まえ、政策の方針に基づき、次の4つの「基本目標」を設定し、引き続き三宅村のPRを推進し、移住定住化を促進します。

また、東京都や近隣島しょ及び本土自治体と連携しながら総合戦略を実施することにより、三宅村民及び三宅村外在住の移住希望者から「暮らしやすい島」であり続けることを目指します。

① 基本目標

基本目標1 新たな産業、多様な雇用を創出する

- ・島の基幹産業である農林水産業の振興を図るとともに、植林等自然環境の保持に努め、豊かな三宅島の自然とともに産業の振興、雇用の創出を目指します。

基本目標2 新しいひとの流れをつくる

- ・来島者を中心とする交流人口の増加及び来島者の定住促進を図り、交流から移住定住への仕組み構築を目指します。

基本目標3 若い世代の結婚・出産・子育て支援の充実を図る

- ・島内の福祉環境の向上を図るとともに、ニーズの高い施策を実施し、子ども・子育て支援制度に基づいた子育て支援事業の展開を目指します。

基本目標4 時代に合った地域をつくり、安全な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

- ・誰もが暮らしやすい環境づくりを図り、関係機関・団体との連携体制の構築を目指します。
- ・自然災害等への対応や準備、特に避難体制の迅速な展開のため、より強力な防災体制の構築を目指します。
- ・「スポーツの島づくり」の展開を図り、島の豊かな環境で体験できる自然スポーツを中心としたスポーツの島づくりを目指します。

② 施策の体系

基本目標	施策
1 新たな産業、多様な雇用を創出する	(1) 農林水産業の振興と地産品の開発
2 新しい人の流れをつくる	(1) 観光PRの推進と交流(移住)・定住化の促進
3 若い世代の結婚・出産・子育て支援の充実を図る	(1) 子育ての支援
4 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに地域と地域を連携する	(1) 福祉環境の整備と拡充
	(2) 防災事業の強化・拡充
	(3) スポーツ環境の向上を通じた、スポーツの島づくり

Ⅱ 基本目標ごとの施策

基本目標 1 新たな産業、多様な雇用を創出する

基本的方向		地域産業の活性化を図るとともに、「三宅ブランド」の開発・販売を行うことで、既存産業と新規事業の拡大を目指し、地域雇用の創出を図ります。	
数値目標	目標	就業者数	879人【令和3年度】
	現状	就業者数	849人【平成22年】

施策 1 農林水産業の振興と地産品の開発

施策の概要		<p>① 本村では、平成12(2000)年の大噴火の避難指示が解除された後も農林水産業が島の基幹産業であり、同時に重要な観光資源としても機能していることから、後継者の育成、農地利用の支援等を図り、産業の継続性を支援します。</p> <p>② 農林水産業の拡大は噴火後の島の回復を象徴するものであり、緑化プロジェクト等による島の緑化は、山海に豊かな自然環境を島に呼び戻し、基幹産業の振興を図る上で、重要なプロセスである。そのため、東京都等の団体と連携し、緑化事業の更なる展開を図ります。</p> <p>③ 農林水産資源は、島の観光資源でもあり、特産品の開発・島外への供給は、島内産業の活性化につながるとともに、三宅島のPR手法として、欠かせないものである。そのため、特産品の開発及びPRを図り、魅力のある物産の供給を図るとともに、地域産業の活性化を図ります。</p>	
K P I	目標	新規漁業従事者	のべ4人【令和3年度】
	現状	新規漁業従事者	－人【平成26年度】
	目標	新規農業従事者	のべ2人【令和3年度】
	現状	新規農業従事者	－人【平成26年度】

【主要事業の概要】

① 農林水産業の支援

事業 No. 1	新規 後継者育成事業(農業)
事業の概要	三宅島での農業就業者を希望する者を広く募集し、短期研修で三宅島を知り、長期研修を実施し独立してもらう受入体制を整備し、独立するまでの一定期間の住宅や生活面での支援を行い、農業後継者の確保・育成を図ります。

事業 No. 2	地域農政推進特別対策事業
事業の概要	担い手育成総合支援協議会の運営や先進地への研修等を行います。

事業 No. 3	認定農業者支援事業
事業の概要	三宅島農家の中核を担う認定農業者が提出する農業経営改善計画書に記載した目的を達成するために必要な農業用機械及び資材等に対して補助金を交付し、計画目標の達成を支援します。

事業 No. 4	農地リフレッシュ再生事業
事業の概要	認定農業者及び意欲的な農業者等が遊休農地を積極的に借り受けて農地の有効利用を行なう仕組みを支援し、遊休農地の利用促進を図ります。

事業 No. 5	農道の整備及び維持管理
事業の概要	農道として事業を推進するための調査や農道東山線及び農道薄木1号線の改修整備等を実施し、利便性及び安全性に配慮した農道の整備を進めます。

事業 No. 6	山村・離島振興施設(パイプハウス等)整備
事業の概要	パイプハウスや耐風強化型ハウス等の導入により、離島特有の風害対策や火山ガス対策を図り、農業環境の向上と農家の安定した営農を支援します。

事業 No. 7	新規種苗導入
事業の概要	認定農業者が新規の種苗導入に係る補助を行います。

事業 No. 8	後継者育成事業(漁業)
事業の概要	三宅島での漁業後継者の受入体制を整備し、漁業就業を希望する者を広く募集し、短期・長期研修を実施します。また、就業希望者が独立するまでの一定期間の住宅や生活面での支援を行い、漁業後継者の確保・育成を図ります。

事業 No. 9	稚貝放流事業
事業の概要	トコブシやサザエの稚貝を継続的に放流することで水産資源の維持・確保を図ります。

事業 No. 10	漁場整備事業
事業の概要	自然石や浮き漁礁等を設置することで漁場環境を改善し、水産動植物の増殖に努めるとともに、水産資源の維持・確保を図ります。

事業 No. 11	中小企業利子補給事業等
事業の概要	噴火災害によって被害を受けた島内中小企業に対して、都と協力しながら借入金の利子補給を行う他、島内商工業者が個々の経営に係る相談や指導を受けられる環境を整備するため、三宅村商工会の経営相談に係る経費を支援します。

② 島内緑化の推進

事業 No. 12	緑化対策植栽事業
事業の概要	森林植生の早期回復に向けた枯損木処理及び植栽をすることにより、二次災害の防止や土壌の流失防止を図り、三宅島の緑化推進を図ります。 また、植栽に使用する苗木の確保については、島内で育成された苗木を使用し、島民の雇用促進を図ります。

事業 No. 13	造林地被害対策事業
事業の概要	噴火被害森林の普及の一環として、森林区域内枯損木伐倒処理を促進します。

事業 No. 14	緑化プロジェクト支援
事業の概要	降灰・泥流・火山ガス等により損失した森林を復元させるために島外から訪れる植林ボランティア団体を対象にバスの借上料や苗木運賃補助等の補助を行います。

③ 特産品の開発支援及び地域産業の活性化

事業 No. 15	三宅島特産品PR事業等
事業の概要	三宅島オリジナルの農・林・水産物を生かした特産品の開発及びPRを推進する他、コンテスト出展加工品研究・開発・商品化に向けた施設整備を行います。

事業 No. 16	(仮称)地場産品等移動販売車運営事業
事業の概要	移動販売車を利用し、地場産品等を調理・提供することで、観光商工業の活性化並びに観光客等へのホスピタリティ向上や雇用創出を図ります。

事業 No. 17	三宅島産業活性化事業等
事業の概要	三宅島産業祭やマリンスコーレ21等の島内活性化のためのイベントを開催します。

事業 No. 18	新地域活力増進事業
事業の概要	三宅島内の地産地消の流通形態の確立推進を行なうために島市を定期的で開催します。また、島外(ふるさと村民や各種イベント等)で商品を提供するため、三宅島内で生産される野菜・海産物・溶岩等を加工開発します。

事業 No. 19	アンテナショップ事業
事業の概要	三宅島の産物及び観光情報を周知する事業として、首都圏に点在するアンテナショップ(青物横町・笹塚・神田)の活用を図ります。

基本目標 2 新しいひとの流れをつくる

基本的方向		観光による来島者を中心に、交流人口を取り込むとともに定住化を図ることで、定住人口への結びつきを図ります。	
数値目標	目標	転入者	190人【令和3年度】
	現状	転入者	160人【平成26年】

施策1 観光PRの推進と交流（移住）・定住化の促進

施策の概要		<p>① 本村では、観光客が一年で最も多く訪れる夏季を中心に観光業が盛んであり、庁内では観光産業課、庁外では観光協会が、ともに事業推進及び情報発信を行っています。今後、より効果的かつ効率的な観光事業の推進を図るため、組織連携や事業の拡大を図ります。</p> <p>② 観光客は、将来の定住人口を見込む上で、最も重要な交流人口であり、従来の観光客の取り込みの他、今後は交流事業による専門人材及び交流人口の取り込みを促進します。</p> <p>③ 移住を希望する人に対し、就業体験への参加や地域住民との触れ合いによる移住への不安を解消する暮らし体験事業や島外からの人材確保、土地の有効な利活用・開発を行い、定住化の促進を図ります。</p>	
K P I	目標	観光客数	【令和3年度】50,646人
	現状	観光客数	【平成26年】33,764人
	目標	ふれあい交流事業による移住者	【令和3年度】のべ13人
	現状	ふれあい交流事業による移住者	【平成27年度】のべ5人
	目標	島暮らし体験事業による移住者	【令和3年度】のべ8人
	現状	島暮らし体験事業による移住者	【平成26年度】一人

【主要事業の概要】

① 観光事業の推進

事業 No. 20	三宅島観光PR推進事業
事業の概要	三宅島の観光PRを推進するため、ソフト面における観光関連事業を一体化し効果的かつ効果的な事業運営を図ります。（三宅島応援隊事業、ポスター製作、島外観光PR展等）

事業 No. 2 1	ふるさと再発見ディスカバー三宅島事業等
事業の概要	三宅島の歴史や文化拠点の役割強化を図るため、郷土資料館に説明員を配置する等、郷土愛の育成を図ります。

事業 No. 2 2	海水浴場運営
事業の概要	各海水浴場にライフセーバーを配置し、海水浴場利用者の安全確保と海難事故の未然防止を図ります。

事業 No. 2 3	ふるさと体験ビレッジ運営管理事業等
事業の概要	ふるさとの湯・味覚館・リフレッシュ館の運営管理及び環境整備等を行い、利用者の利便性向上を図ります。

事業 No. 2 4	温泉(夕景浜)施設維持管理
事業の概要	夕景浜温泉設備保守点検を実施し、温泉施設の安定稼働を図ります。

事業 No. 2 5	観光関連施設運営管理
事業の概要	三宅島自然ふれあいセンターアカコッコ館、伊ヶ谷ふれあい館、三宅村交流センターの運営管理を行い、利用者の利便性向上を図ります。

事業 No. 2 6	三宅島観光振興施設整備(旧ジオ観光整備)
事業の概要	クライミングウォール増設等、第2次三宅村観光振興プランに基づく観光振興事業を実施し、三宅島観光の活性化を図ります。

事業 No. 2 7	ジオ観光事業
事業の概要	ジオイベントの実施等により、新たな観光メニューの創出を図ります。

事業 No. 2 8	観光施設・観光スポット環境保持事業
事業の概要	雄山トイレ・各種案内板・東屋・野鳥観察小屋・テーブルベンチ等の維持補修及び島内観光スポットの除草等維持管理に努め、施設の延命化と観光地としての環境整備を図ります。

事業 No. 2 9	観光関連団体連携
事業の概要	三宅島観光協会は、三宅島の観光振興の中枢を担う機関であり「観光振興による復興」の実現を果たすために必要な団体であるため、その運営に係る支援を講じる他、東京諸島観光情報推進協議会への負担金により連携を図ります。

② 交流人口の拡大

事業 No. 3 0	ふれあい交流事業
事業の概要	村おこし推進委員会等を中心として、都市住民との交流イベント(島コンツアー等)を実施し、交流人口の拡大及び移住・定住の機会増と地域活性化を図ります。

事業 No. 3 1	ふるさと人材育成
事業の概要	長野県伊那市(旧高遠町)・群馬県みなかみ町への体験学習により多様な学習機会を支援します。

事業 No. 3 2	医療技術者等就労促進資金貸付制度
事業の概要	看護師などの資格を有する方が、三宅村役場、社会福祉法人三宅島社会福祉協議会又は社会福祉法人あじさいの里に就労する場合に、希望により一定金額を就労促進資金として貸し付け、就労後、貸付金額に応じた一定期間を良好に勤務した場合に、申請に基づき就労促進資金の返還の免除を受けることが可能となる制度等を活用し、人材確保・人材育成を図ります。

事業 No. 3 3	友好町村親善
事業の概要	三宅村の友好都市、東京都小金井市、長野県伊那市(旧高遠町)と連携し、子ども達のサマーキャンプや友好協会ツアーの来島等を通じた交流を深め、新しい人の流れを作ります。

事業 No. 3 4	国・都・島しよ間連携
事業の概要	幅広い分野で広域的な交流・連携を推進します。

③ 定住化の促進

事業 No. 3 5	新規 地域住民生活等緊急支援事業(三宅村島暮らし体験事業)
事業の概要	三宅島に移住・定住を希望する方に一定期間、就業体験への参加や地域住民との触れ合いを通じて島暮らしに対する不安を解消することで、移住・定住に繋げ、人口増加を促進します。

事業 No. 3 6	新規 人材確保事業
事業の概要	島内求人調査や村ホームページに求人情報を掲載する他、効果的な人材確保のために島外求人掲載機関等への働きかけを行い、島内人材不足の解消及び人口増加に繋がります。

事業 No. 3 7	新規 住宅確保事業
事業の概要	既存の空き家等を村が借り上げてリフォームし移住者用住宅として貸与する、民間住宅建設支援制度による民間住宅建設を促進する等、様々な方法を推進しながら、移住・定住者への住宅確保を行い、人口増加を図ります。

事業 No. 3 8	新規 住宅建設支援事業
事業の概要	本村に定住を目的とした住宅を新築、増築、改築、購入された方を対象に資金借入に対する利子補給を行います。

事業 No. 3 9	新規 地域おこし協力隊事業
事業の概要	観光産業、農林水産業、定住促進、ジオパーク等の分野での導入を検討し、各分野の推進を図ります。

事業 No. 4 0	村営住宅の整備及び保守点検
事業の概要	村営住宅防水シート改修整備、村営住宅改修整備、村営住宅大規模改修整備、村営住宅内装補修整備、村営住宅管理等、入居者が衛生的で快適な生活ができるよう、住環境整備を行います。

事業 No. 4 1	村道の整備及び保守点検
事業の概要	道路台帳整備、村道維持管理、村道雄山線維持補修整備、村道伊豆海岸線改修整備、村道阿古幹線舗装補修等、安全で機能的な道路体系の推進を図ります。

事業 No. 4 2	水源の確保及び上水道の整備
事業の概要	配水管整備、大路第 3 水源取水井復旧整備、八重間水源井整備、神着地区水源井整備、配水池築造整備、簡易水道施設監視システム整備、膜ろ過施設膜交換、水道施設等調査、簡易水道施設機器類等、安全で安定した水の提供を行い、快適な生活環境づくりを図ります。

事業 No. 4 3	情報通信網の整備及び保守点検
事業の概要	IP 告知端末管理、IP 告知端末設備設置・修理、光ファイバーケーブル管理、光ファイバーケーブル移設整備、地上デジタル放送難視聴世帯配信設備管理、Wi-Fiフリースポット設置運営等、災害時の情報通信機能の確保、観光面における観光客等への情報通信サービスの提供を図ります。

事業 No. 4 4	村営バス事業
事業の概要	村営バス運営費補助、車両更新等を行い、島内交通の利便性向上と安全性の確保を図ります。

基本目標 3 若い世代の結婚・出産・子育て支援の充実を図る

基本的方向		島内における子育て環境の充実化を図り、子どもを産み育てることのできる島づくりを行います。	
数値目標	目標	合計特殊出生率	1.80【令和3年度】
	現状	合計特殊出生率	1.80【平成26年】

※ 平成26年合計特殊出生率については、本戦略策定時点の国立社会保障・人口問題研究所数値に基づく。

施策 1 子育ての支援

施策の概要		<p>① 平成27年度からの新制度に応じた三宅村子ども子育て支援事業計画に基づき、保育・児童育成の環境を整備します。</p> <p>② 安心できる子育て環境を提供するため、特に不安の大きい保健医療に対する体制の充実を図ります。</p> <p>③ 子育てと就労の支援を図る必要性から、島内の交通機関を活用し、通園通学の支援を行います。</p>	
K P I	目標	三宅村子ども・子育て支援事業計画に基づいて事業を実施	
	現状	三宅村子ども・子育て支援事業計画に基づいて事業を実施	

【主要事業の概要】

① 子育ての支援及び子ども居場所づくり

事業 No. 45	新規 地域型保育事業の推進
事業の概要	子ども子育て新制度に基づく、利用者支援事業やファミリーサポートセンター事業等の地域型保育事業の実施を検討します。

事業 No. 46	教育・保育の連携
事業の概要	保育園と小・中・高等学校との連携を深め、子どもの成長に切れ目のない支援と環境づくりを進めます。

事業 No. 47	三宅村立学校整備事業等
事業の概要	小中学校の電子黒板、タブレット、パソコン、サーバー等整備やふるさと教育・キャリア教育の一層の推進を図ります。

事業 No. 4 8	子供家庭支援センター運営
事業の概要	子どもと家庭の総合的支援機関として子供家庭支援センターを運営します。

事業 No. 4 9	出産祝金
事業の概要	<p>出産日前及び出産日以降を通じて、1年以上引き続き三宅村の住民基本台帳又は外国人登録原票に登録され、現に居住している方を対象に出産祝金を支給します。</p> <p>第1子 150,000円 第2子 200,000円 第3子 250,000円</p>

事業 No. 5 0	子育て広場
事業の概要	乳幼児の心身の健全な発達を促すための子どもの自由な遊び場としての利用や保護者が子育てに悩んだときや疲れたときのリフレッシュの場、子育ての相談の場、子育てグループの育成等を目的とした子育て広場を運営します。

事業 No. 5 1	放課後児童健全育成(学童クラブ)事業
事業の概要	保護者が昼間仕事等で家庭にいない児童を対象に、指導員による適切な遊びや生活の場を与え、その健全な育成を図ります。

事業 No. 5 2	児童福祉施設整備等
事業の概要	島内児童遊園の運営管理と園地整備を行い、親子で安心して遊べる場を提供します。

事業 No. 3 0	ふれあい交流事業 再掲
事業の概要	村おこし推進委員会等を中心として、都市住民との交流イベント(島コンツアー等)を実施し、交流人口の拡大及び移住・定住の機会増と地域活性化を図ります。

② 保健医療の充実

事業 No. 5 3	母子保健事業
事業の概要	妊婦健診、乳幼児健診、予防接種、心理相談等を実施することで、安心した子育て環境の向上を図ります。

事業 No. 5 4	乳幼児医療費助成等
事業の概要	乳幼児、義務教育就学児、ひとり親家庭等への医療費助成を行います。

事業 No. 5 5	保育料軽減制度
事業の概要	保育料を第2子は半額、第3子を無料化して、保護者の経済的負担を軽減します。

③ 通園・通学の支援

事業 No. 5 6	保育園通園支援
事業の概要	通園バスを運行し、保護者の経済的負担と時間の負担軽減を図ります。

事業 No. 5 7	みやげキッズバス
事業の概要	小中学校の児童生徒に対し、三宅村営バスの全区間乗降自由なパスの交付を行い、児童生徒の活発な交流を促し、健全な次代の育成を推進します。

事業 No. 5 8	高校生通学費補助
事業の概要	三宅高校生のバス通学定期券購入費を一部補助し、保護者の経済的負担を軽減します。

事業 No. 5 9	スクールバス運行
事業の概要	小中学生通学用バスの運行と定期による車両購入を行い、児童生徒の教育環境の向上及び学校運営の円滑化を図ります。

基本目標 4 時代に合った地域をつくり、安全な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

基本的方向		暮らしやすい島を目指すため、誰もが住みよい島づくりを行い、特に不安要素の高い福祉分野と防災対策を重点的に取り組みます。 また、ボルダリングを中心に三宅島の自然環境・特性を活かしたスポーツ振興を推進し、スポーツのブランド化及び村民の健康づくりを図ります。	
数値目標	目標	転出者	171人【令和3年度】
	現状	転出者	171人【平成26年】

施策1 福祉環境の整備と拡充

施策の概要		① 本村では小さなコミュニティではあるが、居住地域は島内に分散していることから、福祉支援のネットワーク化を図り、効果的な事業運営を行います。 ② 福祉行政は、村単独ではサービス提供に限界があることから、関係機関・団体と連携し、全島ネットワークによる支援体制を構築します。	
K P I	目標	地域見守りネットワーク事業対象者数	60人【令和3年度】
	現状	地域見守りネットワーク事業対象者数	54人【平成27年度】
	目標	老人クラブ加入者数	200人【令和3年度】
	現状	老人クラブ加入者数	171人【平成27年度】

【主要事業の概要】

① 誰もが住みよい島づくり

事業 No. 60	障害者支援事業
事業の概要	地域活動支援センターにおける障害者の自立支援の充実に努め、タクシー料金の助成など、リハビリテーション等により障害者が自立し、社会参加しやすい環境づくりを助成します。

事業 No. 61	健康増進事業
事業の概要	健康増進法による健康診断・がん検診・歯科検診等を実施します。

事業 No. 6 2	地域見守りネットワーク事業
事業の概要	島内全戸に設置しているIP告知端末を活用した安否確認や戸別訪問等により、独居高齢世帯、老老世帯等見守りが必要な高齢者等の生活の様子から、身体の異変を早期に発見し、必要な援助に繋がられるよう、三宅村と福祉分野等の機関や団体が日常的に見守ることで、安心して暮らせる地域づくりを目指します。

事業 No. 6 3	高齢者配食サービス事業
事業の概要	調理が困難な在宅高齢者へ栄養バランスの取れた食事を提供するとともに安否確認を行います。

事業 No. 6 4	医療スタッフ確保
事業の概要	自治法派遣医師2名、都派遣医師1名、その他必要な専門職種を確保し、中央診療所における医療スタッフの充実を図ります。

事業 No. 6 5	専門診療実施
事業の概要	専門診療として、産婦人科・呼吸器科・整形外科・眼科等の診療を行います。

事業 No. 6 6	人工透析医療運営
事業の概要	人工透析医療運営管理と医療機器の更新等を行い、島内で安心して暮らせる人工透析医療の充実を図ります。

② 関係機関・団体との連携

事業 No. 6 7	関係機関運営
事業の概要	三宅村シルバー人材センター、三宅島社会福祉協議会、特養老人ホームあじさいの里への補助を行い、関係機関の連携強化と地域福祉の向上を図ります。

事業 No. 6 8	民生児童委員協議会運営
事業の概要	民生児童委員協議会への補助を行い、各地区における社会問題を把握するための訪問や相談活動等を実施し、地域福祉活動を促進します。

事業 No. 6 9	健康な島づくり推進支援 等
事業の概要	地域による健康づくりと食育活動グループへの支援、福祉ボランティア活動への支援、各地区老人クラブへの補助等により、健康な島づくりを推進します。

施策 2 防災事業の強化・拡充

施策の概要		<p>① 防災機能の向上が、生活環境や産業振興の向上に密接に関係することから、防災機能の充実を強力に推進します。そのため、平時から人が集中しやすく、防災拠点化が求められる地点の防災機能を強化します。</p> <p>② 防災活動や情報の集約を行いネットワーク化することで、緊急時の避難行動の迅速化を図ります。</p> <p>③ 防災の中核を担う消防組織への設備機能強化を図ります。</p>
K P I	目標	火山避難計画策定 【H28年度】策定
	現状	火山避難計画策定 【H26年度】未策定
	目標	各地区避難所の非常用発電設備設置 【H30年度以降】
	現状	各地区避難所の非常用発電設備設置 【H26年度】未設置

【主要事業の概要】

① 生活・観光拠点の防災化及び避難拠点の整備・拡充

事業 No. 70	郷土資料館整備
事業の概要	消火栓の設置等、観光拠点の防災化に取り組みます。

事業 No. 71	社会体育施設改修整備
事業の概要	耐震診断や消火栓の設置等、生活施設・観光拠点の防災化に取り組みます。

事業 No. 72	小学校耐震調査事業等
事業の概要	小中学校の耐震調査、空調機、プール等の整備更新を行います。

事業 No. 73	活動火山対策避難施設管理事業等
事業の概要	避難施設の維持管理(電気・浄化槽・脱硫装置・ガス検知業務委託等)を適正に行い、防災拠点施設の強化を図ります。

事業 No. 74	災害用備蓄食料購入
事業の概要	主食・副食 1万食を定期的に更新します。

② 防災活動・情報のネットワーク化

事業 No. 7 5	防災行政無線維持管理等
事業の概要	設備保守、蓄電池交換、個別受信機の提供等を行います。

事業 No. 7 6	防災情報通信
事業の概要	J-ALERT 等を使用し、防災情報伝達手段の整備を進めます。

事業 No. 7 7	火山ガス対策
事業の概要	火山ガス監視観測業務、表示回転灯整備、港保安業務、火山ガスによる健康診断等を行い、村民及び来島者への火山ガスに対する安全確保を図ります。

事業 No. 7 8	安全確保対策
事業の概要	港保安業務、ガス検知管等防災用具購入、脱硫装置保守点検等を行い、村民及び来島者への安全確保を図ります。

③ 防災組織・機能の強化

事業 No. 7 9	消防施設周辺環境整備等
事業の概要	防火水槽、消防団詰所周辺除草等環境整備を行い、地域の住民の身体、生命、財産の保護に努めます。

事業 No. 8 0	消防救急無線デジタル化整備
事業の概要	消防救急無線をデジタル化へ移行し、消防救急無線の高度化を図ります。

事業 No. 8 1	防災訓練実施等
事業の概要	国や東京都等と連携し、火山・津波等に備えた避難計画の策定や避難行動訓練等を実施します。

施策3 スポーツ環境の向上を通じた、スポーツの島づくり

施策の概要		<p>① 三宅村では、島の豊かな自然環境を活用したスポーツイベントを多種開催しており、今後も関係団体等と連携し、スポーツの振興を図ります。また、国や東京都等と連携しながら、スポーツを通じた地域活性化を推進し、魅力の高い競技環境、スポーツの島づくりを目指します。</p> <p>② 近年ではボルダリングを含めたスポーツクライミング競技が、2020年開催の東京五輪の公式競技追加候補種目となったことで、ボルダリング施設を保有する本村に、競技選手や愛好家の来島が増加しています。</p> <p>本村では、今後、五輪競技会場の招致や競技場としての活用を推進する他、「三宅島ボルダリング」をブランド化することで、より強かに島外に向けた良好なスポーツ環境をPRします。</p> <p>また、競技開催には、住民の理解・協力が不可欠なことから、ボランティアスタッフの育成や競技に触れる機会づくりなど、オール三宅での運営体制の構築を目指すとともに、誰もがスポーツに触れることのできる環境づくりを図ります。</p>
K P I	目標	村民運動会参加者 400人【令和3年度】
	現状	村民運動会参加者 250人【平成27年度】
	目標	クライミング施設利用者数 7,800人【令和3年度】
	現状	クライミング施設利用者数 5,193人【平成26年度】

【主要事業の概要】

① 三宅島特有のスポーツの推進及び地域振興

事業 No. 8 2	三宅村レクリエーションセンター運営管理
事業の概要	旧坪田体育館クライミングウォール施設整備・保守点検、管理業務、講習会、大会実施等、クライミングの環境整備を図ります。

事業 No. 8 3	バイクレース運営
事業の概要	三宅島の火山地形を生かしたオフロードバイクレースを実施します。

事業 No. 8 4	社会教育施設改修整備等
事業の概要	阿古体育館の維持管理等を行い、スポーツ及びレクリエーションの普及振興を図ります。

事業 No. 8 5	離島交流中学生野球大会
事業の概要	野球を通じて離島間の中学生の交流を図ります。

事業 No. 8 6	スポーツによる地域振興
事業の概要	島しょスポーツ教室・交流、三宅島体育協会・防犯協会活動への補助、スポーツ推進委員等によるスポーツイベントの実施、各種大会等に向けた組織間の連携を図ります。

事業 No. 8 7	国・都・島しょとの連携
事業の概要	大会やイベントの参加者が、不便なく参加できる手段や新たな観光ルートを開拓し誘致を図るなど、広域での連携を検討します。

② 世界・全国レベルのスポーツ大会の招致・運営

事業 No. 8 8	東京オリンピックのスポーツクライミング競技会場招致
事業の概要	東京オリンピックのスポーツクライミング競技大会の会場招致を目指します。

事業 No. 8 9	クライミング関連大会の招致検討
事業の概要	各種大会の会場誘致を検討します。

事業 No. 9 0	地域住民の参画
事業の概要	大会運営等にあたり積極的な島内住民の参画を図ります。

Ⅲ 資料

1 三宅村総合戦略検討委員会

(1) 委員名簿

(敬称略 順不同)

氏名	所属団体等	備考	任期
関 健太郎	Project team 3PLAY	産 委員長	平成27年10月1日～ 平成28年3月31日
堀井 美也子	Project team 3PLAY	産	同上
大年 健士	農業関係者	産	同上
谷 順二	漁業関係者	産	同上
磯谷 泰斗	一般社団法人 三宅島観光協会	産	同上
沖山 勝彦	一般社団法人 三宅島観光協会	産	同上
浅沼 浩希	三宅村商工会	産 副委員長	同上
澤谷 公知	七島信用組合 三宅島支店	金	同上
宮川 勝兵	七島信用組合 三宅島支店	金	同上
高松 正志	教育関係者	学	同上
谷 寿文	三宅村議会議員	議会	同上
松崎 貴充	三宅支庁総務課長	官	同上
内田 峰夫	三宅村副村長	官	同上
宮下 亮	三宅村観光産業課長	官	同上

(2) 設置要綱

三宅村総合戦略検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条第1項の規定に基づき、本村の人口の現状と将来の展望を提示する三宅村人口ビジョン並びに今後5カ年の目標、施策の基本的方向及び具体的施策をまとめた三宅村総合戦略を策定するにあたり、三宅村総合戦略検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 三宅村人口ビジョンの策定に関する事項
- (2) 三宅村総合戦略の策定に関する事項
- (3) その他村長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、村長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 産業界、行政機関、教育機関、金融機関、労働団体及びメディア等の関係者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、村長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、平成28年3月31日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、最初に行われる会議に限り村長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画財政課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年8月1日から施行するものとする。

(3) 議事経過

日程	議事内容
〔第1回会議〕 平成27年10月9日(金)14:00～ 三宅村役場臨時庁舎3階会議室	・委員長・副委員長の選任について ・「まち・ひと・しごと創生」事業について ・三宅村人口ビジョンについて ・三宅村総合戦略について ・その他
〔第2回会議〕 平成27年11月27日(金)14:00～ 三宅村役場臨時庁舎3階会議室	・三宅村総合戦略の構成について ・基本目標、事業(案)について ・その他
〔第3回会議〕 平成27年12月22日(火)14:00～ 三宅村役場臨時庁舎3階会議室	・三宅村総合戦略素案について ・その他
※ パブリックコメント実施(平成28年3月1日～3月14日)	
〔第4回会議〕 平成28年3月18日(金)14:00～ 三宅村役場臨時庁舎3階会議室	・三宅村総合戦略について ・その他

三宅村総合戦略

発行年月：平成28年3月

：令和2年3月改定

発行：三宅村

編集：三宅村 企画財政課

所在地：〒100-1212 東京都三宅島三宅村阿古 497

電話：04994 (5) 0984 (直通)

F A X：04994 (5) 0932